

要 望 書

全国市議会議長会は、平成31年度産業経済施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 早 川 彰 一
(野々市市議会議長)

目 次

緊急要望

	代替税財源なき車体課税の減税要求に対する……………	1
	自動車税の根幹堅持等	
1	地方創生・地方分権改革の推進及び……………	3
	地方税財源の充実確保	
2	地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模……………	8
	災害等に対応する防災・減災対策の充実強化	
3	地域経済対策……………	12
4	農業振興対策……………	14
5	林業振興対策……………	17
6	水産業振興対策……………	19
7	農林水産業共通対策……………	21
8	食の安全及び消費者の信頼確保対策……………	24
9	中小企業振興対策等……………	26
10	資源・エネルギー対策……………	28

緊急要望

代替税財源なき車体課税の減税要求 に対する自動車税の根幹堅持等

消費税率の引上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について、例年にない大幅な減税の要望を繰り広げている。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっている。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、我が国は相対的に低い税負担水準にとどまっている。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなる。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替の税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ない。市町村財政の安定も大きく損なうことになる。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて、消費税率引上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされている。

よって、国においては、税制改正に当たり、代替税財源なき車体課

税の減税要求に対し、貴重な独立税である自動車税の税負担水準、同税及び軽自動車税の環境性能割その他車体課税の根幹を堅持するため、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。
- 2 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。
- 3 自動車重量税について、減収を伴う見直しが行われる場合には、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。
- 4 自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにするとともに、税制のグリーン化機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。

1 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保

少子・高齢化社会の加速化に対応する福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ様々な行政課題を克服し、将来にわたり活力ある社会と地域の住みよい環境を確保していくためには、地方創生・地方分権改革の推進とともに、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が必要不可欠である。

また、来年度には、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が迫る中、地方創生関連財源の継続的な確保と交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差の早期是正が極めて重要である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施

設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、社会インフラ等の老朽化対策について、その全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

- (3) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (4) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (5) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題につい

ては、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 平成31年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 幼児教育・保育の無償化については、国において提唱した施策であることから、これまでの経緯を踏まえ、国の責任において、全額を国費で確保し、地方と十分協議した上で実施すること。

- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

4 平成31年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

- (3) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、代替税源が確保されない限り、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引下げを図るなどの見直しは厳に行わないこと。

また、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策を自動車関係諸税において講じる場合には、地方財政に支障が生じないよう具体的な税財源の確保を前提として、グリーン化特例など政策税制の活用によって検討し、環境性能割の一時停止や導入延期、非課税化など、環境性能割の根幹に影響する措置は厳に講じないこと。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化

我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等の自然災害が頻発・激甚化しており、本年も、7月豪雨をはじめ、北海道胆振東部地震や相次ぐ台風などにより、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震などの発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保すること。
- (2) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

5 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

6 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

7 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

3 地域経済対策

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性など景気の先行きに対する不透明感も見られる。また、個人消費は持ち直しているものの、回復の程度や勢いに、依然として地域差が見受けられる。

このような状況の下で、活力ある地域経済基盤を確立するためには、地域経済対策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

我が国経済の持続的かつ力強い成長に向けて、今後も地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講じること。その際には、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

2 TPP等関連施策の実施と予算措置について

地方における重要な産業である農林水産業を成長産業へ発展させるため、TPP（TPP11を含む）及び日EU・EPAの発効を見据えた「総合的なTPP等関連政策大綱」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

3 2025 日本万国博覧会の大阪誘致について

- (1) 大阪・関西における国際博覧会の誘致、開催に向けた全国的な機運の醸成など、必要な取組を強化、推進すること。
- (2) 大阪・関西における国際博覧会の誘致実現に向け、2025 日本万国博覧会誘致委員会に対する支援・協力を強化し、万全の策を講じること。

4 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、農業地域の振興等により農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農業農村整備事業予算の安定的確保について

将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。

2 経営所得安定対策について

経営所得安定対策については、農業者の経営安定を図るため、必要財源を確保すること。

3 農村地域防災減災事業の推進について

農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

4 農業の持続的な発展に関する施策について

- (1) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (2) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実させること。
- (3) 新規学卒者やUターン就農者など多様な就農者の確保・育成のため、研修制度や経営資金貸付制度等の支援措置を充実させること。
また、農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (4) 荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。
- (5) 高止まりの状況が続く肥料価格に対し、価格と供給の安定対策を一層強化すること。

5 食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大について

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

- (3) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

6 畜産振興策の強化について

- (1) 高止まりの状況が続く配合飼料価格の安定化を図るため、配合飼料価格安定制度や飼料穀物備蓄対策事業など配合飼料価格高騰対策の拡充強化を図ること。

また、国内飼料を増産し飼料自給率を向上させるため、飼料増産総合対策事業等の拡充強化を図ること。

- (2) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。

また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。

- (3) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた農家等に対する経営支援策を充実すること。

5 林業振興対策

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業発展のための施策について

- (1) 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。
- (2) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。
- (3) 新たな林業技術労働者（「フォレスター」「森林施業プランナー」「現場技術者・技能者」）の確保・育成、林業事業者等の育成整備など担い手対策を拡充するとともに、路網整備等経営基盤

の整備、森林施業の集約化や一層の機械化の導入など、効率的施業の推進を図ること。

2 森林経営管理法の施行について

森林経営管理法の施行に向けては、市町村が森林整備等の新たな役割を担うことから、林務担当者の確保・育成など市町村の事業実施体制の確保に向けた施策の拡充を図ること。

3 森林の防災・減災対策について

災害に強い林地とするための治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。

6 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。

2 水産資源の維持等のための施策について

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支

援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 養殖用配合飼料高騰対策について

養殖用配合飼料の高騰時においても漁業者の経営の安定が図られるよう、漁業経営セーフティネット構築事業等の拡充強化を図ること。

4 担い手の確保・育成について

水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を推進すること。

7 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下し、耕作放棄地の増加や森林、漁場の荒廃等が進行している。

農林水産業の振興は、食料自給体制の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的な経営維持・発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の持続的な経営維持・発展対策について

- (1) 農林水産業について、持続的な経営維持・発展のために万全の対策を講じるとともに、地域の実情に即した施策の確立と十分な財源の確保を行うこと。
- (2) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

2 野生鳥獣等による農林水産物被害の防止について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、ジビエ振興対策を講じること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率・効果的な対策を講じること。
- (4) 漁業経営に深刻な影響を及ぼす有害生物に対する漁業被害防止対策を強化すること。

3 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による水産物や農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、食品の輸入停止や放射性物質検査証明書の添付義務などの規制措置が今もなお取られている国・地域があるため、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩

和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

4 燃油価格高騰対策について

燃油価格の上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、安定的・継続的な経営が可能となるよう燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

5 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格へ適正に反映されるよう、流通・販売に対する監視機能を強化すること。

8 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼回復を図るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展など大きく変化してきており、食品表示の偽装、社会的弱者を狙った悪質商法等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理(トレーサビリティシステム)、農業生産工程管理(GAP)、危害要因分析・重要管理点(HACCP)などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

- (1) 地方における消費者行政の充実強化に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。
- (2) 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者の安全の確保、表示の充実と信頼の確保、適正な取引の実現、消費者の被害救済・利益保護などの消費者施策を推進すること。

9 中小企業振興対策等

中小企業の業況は、総じて改善傾向にあるものの、中小企業の景況感が業種や地域によってばらつきが見られるなど、経済の好循環に向けた課題も見られる。

地域に密着した中小企業の業績等が着実に改善するためには、中小企業施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 金融セーフティネットの拡充を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組む中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供をはじめとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

2 地域資源の活用促進について

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による「ふるさと名物応援事業」等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

3 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う地域商業振興のため、地域・まちなか商業活性化支援事業などの拡充強化を図ること。

4 下請け中小企業の保護について

親事業者が下請け中小企業に一方的に価格のしわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

10 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策については、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえた上で、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国においてエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化などの取組が不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電の安全確保について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。

また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。

- (2) 国民の原子力に対する不安を解消するため、国は事業者に対し、情報公開体制を確立し、原子力発電所立地県に近接する都道府県・市町村のみならず全国民に対し迅速かつ的確に情報を開示するよう指導すること。

2 再生可能エネルギー対策等について

- (1) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。

また、発電施設の設置・建設について規制の緩和措置を講じるとともに必要な支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。

- (2) 農山漁村における再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、売電収益を地域発展に活用することも可能であることから、「循環資源活用支援事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。

- (3) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。

- (4) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務付けることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。

- (5) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。

3 エネルギー源の多様化について

炭層ガスや石炭地下ガス化等の石炭利用を図ること。

4 採石法の充実強化について

採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等を規定する採石法について、採石業者に環境や自然生態系の保全に向けて更に厳密な採取計画の提出を義務付けるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加えるなど、所要の改正を行うこと。